

令和8年度林業・木材産業等緊急支援事業概要

1 事業の目的

燃料価格の高騰により影響を受けている林業・木材産業経営体、特用林産物生産者の負担軽減のため、燃料費に係る補助金を交付し、経営の安定を図るもの。

2 事業の内容

(1) 対象者

以下の要件をすべて満たす林業・木材産業経営体、特用林産物生産者

- ① 市内に事業所を有する者であること。
- ② 林業機械等（クレーン付トラックを含む）、製材機械・木材乾燥等に係る燃料、又はしいたけ・なめこ等の特用林産物の栽培における菌床の加熱殺菌、施設内の加温等に係る燃料としてA重油、灯油又は軽油を使用していること。

(2) 補助対象期間

令和8年4月1日～令和9年2月28日

(3) 補助金額

令和8年4月1日～令和9年2月28日までの間に納品された燃料の購入量に下記の補助単価（注1）を乗じて得た額。（100円未満切捨て）

燃料の種別	補助単価
A重油	22円以内/ℓ
灯油	22円以内/ℓ
軽油	16円以内/ℓ

（注1）補助単価については最大値が22円/ℓ、16円/ℓであり、実助金として交付される額は、予算額に応じて変動する場合があります。

3 提出書類等について

補助金申請にあたっての提出書類

- ① 補助金等交付申請書
 - ② 交付申請内訳書
 - ③ 購入した燃料の種類、購入量、納品日が分かる書類（領収書、請求書等）
 - ④ 口座振替依頼書
 - ⑤ 通帳の写し
- （口座番号と口座名義が確認できるページ）

※ 既に口座登録済の方は提出不要です。

提出先 いわき市林業振興課 林業振興係

提出期限 令和9年3月5日（金）必着

裏面もご覧ください

4 よくあるご質問

Q 1 対象となる燃料は何ですか？

- A 1 林業機械等（クレーン付トラックを含む）、製材機械・木材乾燥等に係る燃料、又はしいたけ・なめこ等の特用林産物の栽培における菌床の加熱殺菌、加温設備等の燃料として使用するA重油、灯油、軽油です。
木材・製材、特用林産物等の輸送用自動車に使用する燃料は対象外です。

Q 2 どのように申請すればよいですか？

- A 2 「3 提出書類等について」に記載の書類をいわき市役所林業振興課の窓口へ提出するか、郵送により提出して下さい。
また、市ホームページに申請書等の様式（Excel形式）を掲載していますので、ダウンロードして必要事項を記入の上、メールで申請することも可能です。
※メールアドレス:ringyoshinko@city.iwaki.lg.jp

Q 3 なぜ申請期限が令和9年3月5日(金)までなのですか？

- A 3 今回の補助金については、国の交付金を活用することから、国の規定により、令和9年3月31日までに事業所等の口座に振込を完了させる必要があるため、令和9年3月5日(金)までとしたものです。

Q 4 補助金の申請から口座への振込までどのような手続きが必要ですか？

- A 4 補助金の申請に必要な書類を提出いただいた後に、林業振興課で補助金額を算定し、「補助金等交付決定通知書」及び「補助金等交付請求書」を送付しますので、事業所等の皆様は3月12日(金)迄に「補助金等交付請求書」を林業振興課に提出願います。

Q 5 実際に交付される補助金の額は交付申請額と同額ではないのですか？

- A 5 補助金の額については、納品された燃料の購入量に一律補助単価を乗じて得た額（100円未満切捨て）で申請いただきますが、実際に交付される額は予算額に応じた補助単価を用いて算出した額となるため、交付申請額より少なくなる場合があります。
なお、補助金の額は「補助金等交付決定通知書」により提示します。

Q 6 補助金等交付申請書に押印は必要ですか？

- A 6 補助金等交付申請書への押印は不要です。また、市から「補助金等交付決定通知書」と同時に送付される「補助金等交付請求書」にも押印は不要です。

お問い合わせ先
いわき市農林水産部 林業振興課 林業振興係
電話 0246 (22) 1181